

募集のご案内

平成30年6月 世田谷区営住宅 入居者の募集(あき室)

区営住宅募集戸数：18戸

家族向け	一般世帯向け ひとり親世帯向け 育て世帯向け	12戸 3戸 1戸
単身向け	障害者単身者向け	2戸
申込書配布期間	平成30年6月1日(金)～11日(月)	
申込書受付期間	平成30年6月1日(金)～15日(金) <small>申込みは郵送のみで、上記期間中に「世田谷区営住宅等窓口センター」に届いたものに限り受け付けます。</small>	
申込方法	<small>①申込みは郵送のみで、平成30年6月15日(金)までに「世田谷区営住宅等窓口センター」に届いたものが有効です。 ②申請書の2ヶ所に62円切手を貼ってください。(切手の貼られていないもの、不足しているものは審査結果等の通知をしません。) ③定められた封筒に申込用紙を入れ、82円切手を貼り、必ず郵送してください。</small>	

ご注意

- ①申込みは、1世帯につき1通です。1世帯で重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申請書に記載したとき(同居親族欄に記載されているものを含む)は全部の申込みを無効とします。
- ②申込後の同居親族の変更・訂正(出生・死亡の場合を除く)は認められませんので、申請書の記入には十分注意をしてください。婚約者又はパートナーと認めている同性者との申込みの場合は、婚約者又は同性者の氏名等も必ず記入してください。
- ③家族向け住宅への申込みは、入居時に同居親族の死亡等により単身となった場合、失格とします。
- ④所得が一定の基準内でなければ、申込みができません。所得を間違えた申込みは失格とします。

《お問い合わせ先》

(指定管理者) 株東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2F 電話 03(6805)6523

(区営・区立住宅等の申請書の受付事務等は、株東急コミュニティー世田谷区営住宅等窓口センターが取り扱います。)



■募集する住宅

○備考欄にEVありとは、エレベーターが設置された住宅です。

一般世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り専用面積	予定使用料(月額)	備考	共益費
1	鎌田二丁目アパート 鎌田2-21-10	202	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和56年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 62.6m ²	32,100円 63,000円		0円
2	砧七丁目アパート 砧7-14-1	304	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和49年	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 42.3m ²	22,900円 45,000円		300円
3	用賀二丁目第二アパート 用賀2-24-19	19号棟 302	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和54年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 55.9m ²	29,900円 58,600円		0円
4	大原一丁目アパート 大原1-12-2	206	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和60年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2m ²	36,600円 71,900円		300円
5	北烏山一丁目第二アパート 北烏山1-5-1	1号棟 202	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和60年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5m ²	34,900円 68,500円		300円
6	弦巻四丁目第三アパート 弦巻4-5-5	205	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和59年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5m ²	35,100円 68,900円		300円
7	上馬四丁目アパート 上馬4-37-2	2号棟 301	鉄筋コンクリート造 4階建	平成2年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 62.5m ²	37,100円 72,900円		0円
8	上用賀五丁目アパート 上用賀5-14-1	1号棟 205	鉄筋コンクリート造 4階建	平成2年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 62.6m ²	37,000円 72,700円		0円
9	上用賀四丁目アパート 上用賀4-14-1	1号棟 101	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和61年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2m ²	36,100円 70,900円		270円
10	上北沢五丁目第二アパート 上北沢5-15-6	6号棟 203	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和52年	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 51.0m ²	26,400円 51,900円		260円
11	桜新町二丁目アパート 桜新町2-13-15	202	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和54年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 55.9m ²	30,100円 59,000円		300円
12	桜丘五丁目第二アパート 桜丘5-45-1	1号棟 302	鉄筋コンクリート造 3階建	平成4年	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.4m ²	36,700円 72,000円		0円

○ 詳しい申込み資格は6ページをご覧ください。

ひとり親世帯向け

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り専用面積	予定使用料(月額)	備考	共益費
13	フローラ千歳台 千歳台3-18-11	206	鉄筋コンクリート造 6階建	平成13年	2DK (6畳+6畳+DK) 48.6m ²	29,600円 58,100円	EV あり	6,000円
14	フローラ千歳台 千歳台3-18-11	505	鉄筋コンクリート造 6階建	平成13年	2DK (6畳+6畳+DK) 47.0m ²	28,600円 56,200円	EV あり	6,000円
15	フローラ千歳台 千歳台3-18-11	506	鉄筋コンクリート造 6階建	平成13年	2DK (6畳+6畳+DK) 48.6m ²	29,600円 58,100円	EV あり	6,000円

○ 詳しい申込み資格は6ページをご覧ください。

子育て世帯向け

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り専用面積	予定使用料(月額)	備考	共益費
16	フローラ千歳台 千歳台3-18-11	404	鉄筋コンクリート造 6階建	平成13年	3DK (6畳+7.5畳+LDK) 66.6m ²	40,600円 79,700円	EV あり	6,000円

○ 詳しい申込み資格は7ページをご覧ください。

障害者単身者向け

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り専用面積	予定使用料(月額)	備考	共益費
17	リラ祖師谷 祖師谷5-2-16	301	鉄筋コンクリート造 3階建	平成10年	1DK (6畳+DK) 30.2m ²	17,900円 35,200円	EV あり	6,000円
18	ユアーズ若林 若林3-4-10	102	鉄筋コンクリート造 3階建	平成12年	1DK (6畳+DK) 32.3m ²	19,800円 38,800円	EV あり	6,000円

○ 緊急通報システムが設置された住宅となっております。詳しい申込み資格は8~9ページをご覧ください。

■申込みにあたって

- 使用料は、世帯の所得・住宅のある地区の不動産価格・住宅の広さ・建築年数等によって決められます。
- 住宅により使用料のほかに共益費がかかる団地があります。（自治会がある団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。）
- 入居手続きのとき、住宅使用料の2ヶ月分を保証金として納めていただきます。
- 入居にあたり連帯保証人1名が必要となります。連帯保証人になる方の印鑑登録証明書、所得を証明する書類を提出していただきます。
※連帯保証人の資格は次のとおりです。（一緒に入居される方は連帯保証人になれません）
 - ① 日本国内に住所を有する成年者
 - ② 毎月継続した収入があり、年間所得金額1,248,001円（給与所得者の場合は、支払金額が2,044,000円）以上の方
- 駐車場は団地によって設置しておりますが、全戸数分はありません。利用者は別途抽選により決定します。また、既に入居されている方が契約されていることが多いので、入居後すぐ利用するのは困難な場合があります。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しください。
- 住宅使用料の支払いは、口座振替、または自動払込となります。
- 区営住宅入居後、毎年6月に収入を証明する書類等を提出していただきます。
- 使用承継（名義変更）について
区営住宅入居後、使用者（名義人）が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、区営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合に限り、残された同居者に使用承継が許可されます。
なお、使用承継許可の対象は、原則として使用者（名義人）の配偶者（正式同居許可を受けている場合に限る）のみになります。

■入居にあたっての了解事項

1. 小鳥、魚等で近隣に迷惑とならない動物を除く、犬や猫等の動物は飼育することはできません。
2. 石油ストーブ、ガスストーブは火災予防、結露、酸欠防止のため使用できません。
3. 住宅の敷地には、原則としてバイクの置き場はありません。
4. 自転車置場は、1世帯に1～2台分（住宅によって異なります）が設置されております。
5. 消防署の指導により、パイプスペースに物を置くことはできません。
6. 消防法等による法定点検、維持管理上及び緊急時に、住戸内に立ち入る場合がありますので、ご了承ください。
7. **住宅にかける損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。**
8. 共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないよう、ルールやマナーをお守りください。
9. **建物の清掃、中低木の植栽管理は入居者で行っていただきます。**
10. 自治会がある団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。

■家族向けの申込資格

申込みができる方は、申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内に、次の1～4のすべてにあてはまることが必要です。

1. 現に住宅に困っていること

- (1) 入居しようとする世帯員の中に、土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません（共有持分がある場合や、借地上に所有している場合も含みます）。ただし、次の場合は申込むことができます。
- ② 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営・区立住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合。
→資格審査の時に取り壊しの契約書等で確認します。
- ③ 差押、正当な事由による立退要求等により土地建物の所有者でなくなる場合（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。
→資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。
- (2) 入居しようとする世帯員の中に、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・せたがやの家・公営住宅等）の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の場合は申込むことができます。

住 宅	区 分	資 格 要 件																
UR賃貸住宅 公社住宅 都民住宅 せたがやの家 等	家 貸 が 高 い	家賃（共益費を除く）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する）を月額に換算した場合の20%以上である場合。																
	UR賃貸住宅・公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されている場合。 →資格審査時にUR賃貸住宅・公社からの証明書で確認します。																
	ひとり親世帯（母子・父子世帯）	申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のない方であり、同居親族が20歳未満の子供だけであること。																
	高 齢 者 世 帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（内縁および婚約者を含む） イ おおむね60歳以上の方 ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）																
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的発達障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戰傷病手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上障害者																
	多 子 世 帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営・区立住宅に入居できること。																
	生活保護受給世帯 又は中国残留邦人支援給付受給世帯	申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内に、生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。																
公 営 住 宅 等	住 宅 が 狹 い	現在、住んでいる公的住宅の住宅専用面積が下記の表にあてはまること。 <table border="1"><thead><tr><th>一緒に住んでいる人数</th><th>住宅専有面積（壁芯）</th><th>一緒に住んでいる人数</th><th>住宅専有面積（壁芯）</th></tr></thead><tbody><tr><td>2人</td><td>29m²未満</td><td>5人</td><td>56m²未満</td></tr><tr><td>3人</td><td>39m²未満</td><td>6人</td><td>66m²未満</td></tr><tr><td>4人</td><td>50m²未満</td><td>7人</td><td>76m²未満</td></tr></tbody></table> <p>☆壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。 (住戸の賃貸借仮契約書等でご確認ください。) ☆住戸専用面積には、バルコニーは含みません。</p>	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	2人	29m ² 未満	5人	56m ² 未満	3人	39m ² 未満	6人	66m ² 未満	4人	50m ² 未満	7人	76m ² 未満
一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積（壁芯）															
2人	29m ² 未満	5人	56m ² 未満															
3人	39m ² 未満	6人	66m ² 未満															
4人	50m ² 未満	7人	76m ² 未満															

※木造または簡易耐火構造の都営住宅、あるいは浴室のない都営住宅に入居されている方は、表の区分に該当しない場合でも申込むことができます。

※表中の18歳未満の人とは平成12年6月3日以降生まれの方

※表中の20歳未満の人とは平成10年6月3日以降生まれの方

※表中の60歳以上の方とは昭和33年6月12日以前生まれの方

2. 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準範囲内であること。
→ 11ページ～17ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

3. 同居親族がいること

申込書配布期間(平成30年6月1日～6月11日)内に、一緒に住んでいる親族(申込書配布期間(平成30年6月1日～6月11日)内に出生された方を含みます。)と申込むことが原則です(外国人の同居親族については、申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること)。

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ⑦ 婚約者(入居手続のときまでに入籍できること)。
 - ① 申込書配布期間(平成30年6月1日～6月11日)内に、申込者と税法上の扶養関係になる方。
 - ⑨ 単身で居住されている方または誰からも扶養されていない方で、2親等内直系血族(申込者の父母、祖父母、子、孫)または2親等内直系姻族(配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者)であること。(血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。)ただし、入居しようとする世帯が4ページの高齢者世帯または心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。
- (2) 内縁関係の場合、申込書配布期間(平成30年6月1日～6月11日)以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫(または妻)」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 申込者本人がパートナーとして認めている同性者と一緒に申込む場合は、法律上の配偶者がいないこと。
※ 資格審査時にお互いをパートナーとして認めている旨の申述書を両名でご持参の上、提出していただきます。
- (4) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ⑦ 夫婦が別居する申込み(ただし、やむを得ない事情がある方はご相談ください)
 - ① 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
※ 申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。
※ 出生予定の場合、申込時点で生まれていなければ、入居人数に含まれません。(ただし、出生した子の入居は可能です。)

4. 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※ 上記4点以外に申請区分番号に応じて6～7ページの資格にも該当する必要があります。

区営・区立住宅から暴力団員を排除します!!

世田谷区は警視庁と連携して、区営・区立住宅からの暴力団員排除に取り組むこととしました。具体的な取り組みは以下のとおりです。

- 新規申込：申込者又は同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。
- 同居許可：同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 使用承継：使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 明渡請求：名義人、同居者のいずれかが暴力団員であることが判明したときは、明渡請求を行う。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、入居後も必要に応じて警視庁に照会する場合があります。

一般世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に居住していること

- (1) 申込者本人が世田谷区内に居住する成年者（20歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票の写しで証明できること。
なお、20歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。（未成年どうしの婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意が必要です。）
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- ① 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

ひとり親世帯向け

1. 世田谷区内に1年以上居住していること

- (1) 申込者本人が平成29年6月12日以前から申込の日まで、世田谷区内に継続して1年以上居住していることが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については(1)のほかに申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格等を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- ① 「永住者」・「定住者」
② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

2. 同居親族は、義務教育修了前の扶養親族に限る

- (1) 申込み日現在、同居するすべての者が、義務教育修了前の税法上の扶養親族であること。
- (2) 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれにもあてはまること。
- ② 申込日現在、税法上の扶養関係であること。
③ 義務教育修了前の親族であること。
- (3) 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している家族を分離しての申込みはできません。

3. ひとり親世帯（以下の(1)もしくは(2)のいずれかを満たしていること）

- (1) 申込者本人に配偶者がいないこと（内縁、婚約者を含む）
※戸籍上離婚が成立していない場合、申込みはできません。
- (2) 配偶者から暴力を受けた被害者で②または③にあてはまる方。
- ② 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方。
③ 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方。

入居前に義務教育修了前の親族と同居できなくなったときは、入居できません。

入居後、義務教育修了前の親族と同居できなくなったとき、または、全員成人に達したときは、住宅を明け渡していただきます。この場合、他の区営住宅をあっせんいたします。

子育て世帯向け

1. 世田谷区内に1年以上居住していること

- (1) 申込者本人が平成 29 年 6 月 12 日以前から申込の日まで、世田谷区内に継続して 1 年以上居住している成年者(20 歳未満の既婚者を含む)で、そのことが、住民票の写しで証明できること。
なお、20 歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。(未成年同士の婚約による申込みは、法定代理人(親)の同意が必要です。)
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書配布期間(平成 30 年 6 月 1 日～11 日)内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格等を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- ①「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間(平成 30 年 6 月 1 日～11 日)内において、引き続き在留実績が 1 年以上ある方。

2. 同居親族が3人以上いること（4人家族以上）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまる。
- ⑦ 婚姻者（入居手続きのときまでに入籍できること）
 - ① 申込日現在、税法上の扶養関係であること
 - ⑦ 独立して生計を営む 2 親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または、2 親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。
- (2) 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。
- (3) 家族を分離しての申込みはできません。
- ⑦ 夫婦が別居する申込み
 - ① 結婚、離婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

3. 義務教育修了前の扶養親族が2人以上いること

申込み日現在、同居者（同居しようとする者も含む）のうち 2 人以上が、義務教育修了前の税法上の扶養親族であること。

入居前に義務教育修了前の親族が全員いなくなったときは、入居できません。

入居後、義務教育修了前の親族がいなくなったとき、または全員成人に達したときは、住宅を明け渡していただきます。この場合、他の区営住宅をあっせんいたします。

■障害者単身者向けの申込資格

申込みができる方は、申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内に、次の1～6のすべてにあてはまることが必要です。

1. 世田谷区内に3年以上居住していること

- (1) 申込者本人が平成27年6月12日以前から申込みの日まで、世田谷区内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内から審査日まで継続して、次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ①「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間（平成30年6月1日～6月11日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

2. 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

法律上の配偶者がいない方、かつ、同居している親族または同居しようとする親族がいない方。

※原則として夫婦が別居する申込みや、申込書配布期間内に、親族と同居している方は申込みできません。ただし、次のいずれかにあてはまる場合に限り申込むことができます。

- ⑦ 離婚予定の方。（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。ただし、現在の同居親族が配偶者だけの場合に限ります。他の親族を含めて居住している方は申込みできません。）
- ⑧ 同居親族のすべてが申込後から資格審査までの間に、結婚し転出、または遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤、または遠隔地（おおむね2時間以上）への就職により、申込者が単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。
- ⑨ 居住している住宅が狭い。（お住まいの住宅の住宅専用面積が下記の入居資格基準表にあてはまること）

一緒に住んでいる人数	住宅専有面積(壁芯)	一緒に住んでいる人数	住宅専有面積(壁芯)
2人	29m ² 未満	5人	56m ² 未満
3人	39m ² 未満	6人	66m ² 未満
4人	50m ² 未満	7人	76m ² 未満

☆ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です（住戸の賃貸借仮契約書等でご確認ください）。

☆ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

3. 申込者が次のいずれかの要件に該当すること

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- (3) 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方
- (4) 配偶者から暴力を受けた被害者でアまたはイにあてはまる方
 - ア. 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
 - イ. 配偶者に対し、裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

4. 所得が定められた基準内であること

所得金額が、0円～2,568,000円の基準範囲内であること。

→11ページから17ページを参考にして、あなたの所得を確かめてください。

※申込者に所得税法上の扶養家族がいる場合は、該当者1人につき38万円ずつ加算してください。

5. 現に住宅に困っていること

- (1) 申込者が、住宅または土地を所有している場合は申込みできません。(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含みます。) ただし、次のいずれかにあてはまる場合は申込むことができます。
- ② 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本(滅失登記)を提出できる場合。
→資格審査の時に取り壊しの契約書等で確認します。
- ③ 差押、正当な事由による立退要求等により土地建物の所有者でなくなる場合(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く)。
→資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。
- (2) 都営住宅・区営住宅・区立住宅・せたがやの家の高齢者単身向け住宅と障害者単身向け住宅の入居者は申込むことができません。

6. 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

■個人情報の取扱いについて

世田谷区営住宅等窓口センター プライバシーポリシー

世田谷区営住宅等窓口センターは、各事業で収集した個人情報を、正確かつ安全に取り扱い保護することを社会的責務と考え、個人情報保護の基本的な考え方を定め、これまで以上に個人情報保護に努めてまいります。

1. 法令等の遵守

当窓口センターは、「個人情報の保護に関する法律」、その他の個人情報の保護に関する諸法令を遵守します。

2. 個人情報の利用目的の特定

当窓口センターは、個人情報の利用目的をできる限り特定し、本人の同意を得た場合、及び法令に定める場合を除き、その利用目的の範囲内で利用します。

3. 個人情報の適正な取得

当窓口センターは、個人情報を原則として本人から収集し、必要最小限な情報を適法かつ公正な手段で取得します。

4. 個人情報取得に際しての利用目的の通知等

当窓口センターは、個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表します。

5. 正確性の確保

当窓口センターは、保有している個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保つように努めます。

6. 第三者提供の制限

当窓口センターは、法令に定める場合を除いて、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

7. 安全管理の措置

- (1) 当窓口センターは、個人情報を適切に管理する体制を整備します。
- (2) 当窓口センターは、役員及び職員に対し、個人情報の安全管理に関する教育を実施するとともに、必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 当窓口センターは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、必要な安全措置を実施します。
- (4) 当窓口センターは、個人情報の取り扱いを含めた業務を第三者に委託する場合は、個人情報が安全に管理されることを契約条件とするとともに、受託事業者に対して適切に指導・監督を行います。

8. 保有個人情報の開示等

当窓口センターは、本人からの個人情報利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去の求めに対して、法令等の定めにより対応します。

9. 苦情の処理

当窓口センターは、保有する個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応します。

10. 繼続的な改善

当窓口センターは、個人情報保護を適切に実施していくための組織体制及び規定を整備し、実施状況について定期的に監査し、継続的に見直し、改善してまいります。

11. 個人情報の利用目的

区営住宅・区立住宅管理事業等

入居資格の確認、入居に係る連絡、保証人の確認、使用料・使用者負担額の決定、保証金返還に係る口座情報の確認、緊急対応、住宅に係る各種相談への対応・連絡、居住実態の把握、住宅施設維持管理に係る連絡、住宅退去に伴う連絡、高齢者住宅募集情報通知、住宅相談及び居住支援制度の運営に係る利用者の把握・連絡・確認。

■所得基準表の見方

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

14、15 ページをご覧ください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

16 ページをご覧ください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

17 ページをご覧ください。

*所得は、家族全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の「所得金額」の合計でみます。

★所得としないもの

- ① 次の収入は 0 円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は 0 円とします。
- ③ 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、平成 30 年 8 月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申請書に退職年月日を記入の上所得を 0 円とすることができます。

ア 申込日以降に結婚のため

イ 現在妊娠中で出産のため

★特別控除について

所得基準を超過していると思っても、特別控除金額を控除することによって所得基準にあてはまる場合があります。13 ページの表を見て計算してください。

★家族数とは

$$\text{家 族 数} = \boxed{\text{申込者本人}} + \boxed{\text{同居親族数}} + \boxed{\text{入居しないが、申込者または同居親族の} \\ \text{所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）}}$$

※出産する予定であっても申込みのとき生まれていない胎児は、家族数に含めることはできません。

※遠隔地扶養者数とは、区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

■所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所 得 金 額	
	一 般 区 分	特 別 区 分
1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★所得基準表の特別区分とは……

(1) 心身障害者を含む世帯

- 申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること
- ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
 - イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
 - エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2) 60歳以上の世帯

- 申込者本人が60歳以上（昭和33年6月12日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族全員が、ア 60歳以上（昭和33年6月12日以前の生まれ） イ 18歳未満の児童（平成12年6月3日以降生まれ）のいずれかに該当すること。

(3) 原子爆弾被爆者を含む世帯

- 申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

(4) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

- 申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

(5) 小学校就学前の子どものいる世帯

- 同居親族に小学校就学前の子ども（平成24年4月2日以降の生まれ）がいる世帯であること。

■特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
⑦老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	
①特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	
⑨障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	①の特別障害者控除を受ける人は、⑨の障害者控除をあわせて受けることはできません。
⑩特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

申込者・同居親族が対象です。ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人
⑩寡婦控除	27万円	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生死が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性 1 扶養親族または生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有する女性 2 年間所得金額が500万円以下の女性（1.の「扶養親族・子」のいない人もありますが、離婚した場合は除きます）
⑪寡夫控除	27万円	申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次にあてはまる男性 1 生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有し、かつ、年間所得金額が500万円以下の男性

公営住宅法施行令改正により、児童扶養手当を受給している非婚の母または父について、寡婦（寡夫）控除（27万円）の対象になりました。

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成7年6月3日～平成14年6月12日生まれの人

※表中の65歳以上の人とは昭和28年6月12日以前生まれの人

※表中の70歳以上の人とは昭和23年6月12日以前生まれの人

■給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

① 現在の勤め先へ就職した日が 平成29年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの
月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年月		
合計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が29年1月2日～29年6月1日までの方

[29年6月から30年5月までの合計となります。]

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が29年6月2日以降の方

[就職した翌月から30年5月までの収入計を、
収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。]

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

申請書の年収額欄

年 収 额	
総収入(A)	所得(B)
円	円

下段で計算した
所得金額を記入
してください。

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

[基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支
給される固定的給与を12倍してください。]

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。
※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方→4,000円単位で端数整理します。

[例] 年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{\text{年間総収入額}} \quad \boxed{2,386,998\text{円}} \div 4,000\text{円} = \boxed{596.7495} \text{ 小数点以下切捨} \rightarrow \boxed{596} \times 4,000\text{円} = \boxed{\text{端数整理後の額}} \quad \boxed{2,384,000\text{円}}$$

(3) 6,600,000円～9,999,999円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が 平成 29 年 1 月 1 日以前の方

《源泉徴収票のできる方》

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票									
支 払 を受け る 者	住 所 又 は居 所	世田谷区世田谷 4-21-27 東京在 101				(受給者番号) 氏 (フリガナ) 名 (役職名)			
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源 泉 徴 収 税 額		
給 料・賞 与	百 万	千	百 万	千	百 万	千	百 万	千	
	2 386	998	1 488	800					
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	夫 妻 親 族 (配偶者を除く)	被 害 者 の 数 (本人を除く)	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	損害保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額		
老人	特 定 老 人 そ の 他 特 別 そ の 他	人 在 人 内 人 従 人 人 在 人 内 人 在 人 内	千 千 千 千 千 千	円 円 円 円 円 円	円 円 円 円	円 円	円		
有 無 保 有 益 有	/	/							
※									
(摘要)			年 収 領		この金額が所得金額です。				
	総 収 入 (A)		所 得 (B)						
	円		円						
申請書の年収額欄									

《源泉徴収票のできない方》

平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月までの税込支給額を合計し、申請書の「総収入額」の欄に記入し、次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

注意事項

〈休職関連の取り扱い〉

※申込日現在、病気や産休等により休職中の場合は、休職前 1 年分の収入が所得計算の対象となります。

※申込日現在は休職中ではないが、病気や産休等の休職により平成 29 年 6 月以降に収入のない月がある場合は、収入のない月を除いて計算した推定年収が所得計算の対象となります。収入のない月が平成 29 年 5 月以前の場合は、復職後の収入が所得計算の対象となります。

〈2か所以上から給与を受けている場合〉

※支払金額または税込支給額（交通費、定期代等の課税対象外の収入は除く。）を合算したのち、所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額になおす計算式

年間総収入額	計算式と所得金額
650,999 円まで	所得金額は 0 円
651,000 円から 1,618,999 円まで	年間総収入額 (円) - 650,000 円 = (円) 所得金額
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	所得金額は 969,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	所得金額は 970,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	所得金額は 972,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	所得金額は 974,000 円
1,628,000 円から 1,803,999 円まで	端数整理後の額 (円) × 0.6 = (円) 所得金額
1,804,000 円から 3,603,999 円まで	端数整理後の額 (円) × 0.7 - 180,000 円 = (円) 所得金額
3,604,000 円から 6,599,999 円まで	端数整理後の額 (円) × 0.8 - 540,000 円 = (円) 所得金額
6,600,000 円から 9,999,999 円まで	年間総収入額 (円) × 0.9 - 1,200,000 円 = (円) 所得金額

前ページ上段で
計算した年間総収入額

申請書の年収額欄

年 収 領	
総 収 入 (A)	所 得 (B)
円	円

計算結果を申請
書の所得金額欄
に記入します。

■事業等所得の方 (自営業・外交員等)

① 現在の仕事を始めた日が 平成 29 年 1 月 1 日以前の方

(1) 確定申告をしている方

平成 29 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所	事 営 業 等 ①	1 4 8 8 8 0 0
業	農 業 ②	
得	不 動 産 ③	
金	利 子 ④	
額	配 当 ⑤	
	給 与 ⑥	
	雑 ⑦	
	総 合 謹 渡 一 時 ⑧ + { (①+②) × 1/2 } ⑨	1 4 8 8 8 0 0
	合 計 ⑨	

申請書の年収額欄

年 収 額	
総 収 入 (A)	所 得 (B)
円	円

この金額から⑧を差し引いた
金額が所得金額となります。

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
氏名	世田谷 一郎	子	12月	円 800,000
生年月日	明・大 昭 55. 7. 10			
氏名	明・大 昭 . .			
生年月日	明・大 昭 . .			
				(13) 専従者給与(控除)額の合計額 800,000

※妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を 14 ~ 15 ページの下段の計算式で所得に換算して、申請書の所得金額欄に記入してください。

② 現在の仕事を始めた日が 平成 29 年 1 月 2 日以降の方

○ 次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合 計			

(1) 現在の仕事を始めた日が 29 年 1 月 2 日から 29 年 6 月 1 日までの方

(29 年 6 月から 30 年 5 月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が 29 年 6 月 2 日以降の方

〔現在の仕事を始めた翌月から 30 年 5 月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを 12 倍します。〕

所得金額合計

$$\times 12 = \text{推定所得金額}$$

〔営業した月数〕

申請書の年収額欄

年 収 額	
総 収 入 (A)	所 得 (B)
円	円

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

■年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※29年1月から29年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」におしてください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 平成28年12月以前から年金を受けている方

「平成29年分 公的年金等の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。

「源泉徴収票」の場合

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票		
支払を受けける者	住所又は居所	
	氏名	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	水*1,074,770 円	円
扶養親族等の中旨書の提出有無	本人 特別 その他の扶養者 老年者	控除対象配偶者の有無等 有無 老人控除対象配偶者の有無 有無
扶養親族の数	被扶養者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
特定老人その他 人	特別 その他の扶養者 人	人
年金の種別	生年月日	

申請書の年収額欄

年 収 额	
総収入(A)	所得(B)
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 平成29年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

○年金収入を所得金額になおす計算式

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額
65歳以上 (昭和28年6月12日以前生まれ)	1,200,000円まで	所得金額は0円
	1,200,001円~3,299,999円	年金額の合計(円) - 1,200,000円 = (円)
	3,300,000円~4,099,999円	年金額の合計(円) × 0.75 - 375,000円 = (円)
65歳未満 (昭和28年6月3日以降生まれ)	700,000円まで	所得金額は0円
	700,001円~1,299,999円	年金額の合計(円) - 700,000円 = (円)
	1,300,000円~4,099,999円	年金額の合計(円) × 0.75 - 375,000円 = (円)

○この金額を上回る場合は、世田谷区営住宅等窓口センターへお問い合わせください。

注) 年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、2段書にしてください。

例

職業	年 収 额	
	総収入(A)	所得(B)
会社員	給与〇〇〇円	〇〇〇円
	年金〇〇〇円	〇〇〇円

年 収 额		計算結果を申請書のこの欄に記入します。
総収入(A)	所得(B)	
円	円	

区 営 住 宅

※ 使用申請書（申込用紙）は白色です。

■申請書の書き方

(太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。)

2ページの「募集する住宅」から希望する住宅を一つ選び、その申請区分番号（ご希望の番号1~18のうち一つのみ）を4か所に記入します。1つの欄に2つ以上の番号を記入したり、不統一な記入、記入もれなどがありますと、無効となります。

第1号様式（第4条関係）

区営住宅使用申請書

平成30年6月あき室公募（世田谷区営住宅）

重複申請、収入超過、記入もれ、記入誤りなどがあると当選しても失格になります。

平成30年6月 5日

世田谷区長あて

申請番号区分

抽選番号

必ず記入すること。
申請できるのは1ヵ所だけです。

組番

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒にに入ろうとする親族も含む）を書いてください。

外国人の方も本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

**※ここに書かれた人以外
は入居できません。**

職業をはっきり、具体的に書いてください。

（会社員、公務員、○○外交員、サービス業、大工、日雇労働者、事業専従者、小学1年生、中学3年生、無職など）

13ページの特別控除にあてはまる人がいれば、必ず記入してください。

心身障害者の場合には氏名のほかに障害の程度（○種○級又は判定○度）も記入してください。

※太線枠内を必ず記入すること。

申請者	郵便番号	〒 154-0017	区内居住年数	/3 年以上	自宅電話	03(5432) 1111
	現住所	世田谷区 世田谷 4-21-27-101				(方)
	フリガナ	セタケヤ ヒロシ			生年月日	昭和 33 年 4 月 9 日 (満 60 歳)
	氏名	世田谷 広				

私は、世田谷区営住宅管理条例に基づく区営住宅を使用したいので、申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、承認の上は、申請者（同居する者を含む）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

* * * * *

世帯（親族）の構成【住宅に入ろうとする家族】						
フリガナ 氏名	続柄	生年月日 (満年齢)	職業	年収額 総収入(A) 所得(B)	勤務先名 〔現在働いて いる職場〕 事業所名	勤続年数 年 名 称
セタケヤ 世田谷 広	申 請 者 本 人	明 年 月 日 昭和 33 年 4 月 9 日 (60 歳)	会 員 無職	2,386,928 / 1,489,700 円 円	所在地 世田谷区北沢 2-8-18 名 称 (株)世田谷商事	勤続年数 6 年 電話 (6407) 3308
ヨシコ 良子	妻	明 年 月 日 昭和 33 年 3 月 3 日 (60 歳)	無職	円	所在地	勤続年数 年 名 称
イチロー 一郎	長男	明 年 月 日 昭和 33 年 4 月 10 日 (23 歳)	火 4	円	所在地 世田谷区成城 4-29-1 名 称 東世大学	勤続年数 年 電話 (3789) 6111
マサコ 正子	長女	明 年 月 日 昭和 33 年 11 月 25 日 (26 歳)	高 3	円	所在地 世田谷区成城 4-29-1 名 称 東世高校	勤続年数 年 電話 (3789) 6111
		明 年 月 日 昭和 33 年 11 月 25 日 (26 歳)		円	所在地	勤続年数 年 電話 ()
		明 年 月 日 昭和 33 年 11 月 25 日 (26 歳)		円	所在地	勤続年数 年 電話 ()
		明 年 月 日 昭和 33 年 11 月 25 日 (26 歳)		円	所在地	勤続年数 年 電話 ()
計 4 名				(B)の合計額 1,489,700 円		

あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、次に記入してください（障害者は障害の程度も）。

氏	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦 (夫)	障害者又は特別障害者	障 害 の 程 度
		世田谷 一郎			種 級 度
名		世田谷 正子			種 級 度

No.1

入居しないが、申請者又は同居親族の
所得税法上の扶養親族（遠隔扶養）

人

14~17ページで計算した所得金額を記入します。給与所得者は、支払給与の総額を(A)に、所得金額を(B)に記入してください。年金のほかに収入のある方は、それぞれに所得を計算し、二段書きにしてください。

切手を貼っていないもの、不足しているものは抽選番号等の通知をしません。抽選番号・抽選結果の電話等による照会はご遠慮願います。

外国人の方で通称名を使用している場合は、通称名のみの記入でけっこうです。

No.2

郵便はがき	154-0017
住所 東京都世田谷区 世田谷4-21-27-101	様方
氏名 世田谷 広 様	
〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2F 株東急コミュニティ 世田谷区営住宅等窓口センター 03-6805-6523	
申請区分番号	/
抽選番号	組 番

No.3

郵便はがき	154-0017
住所 東京都世田谷区 世田谷4-21-27-101	様方
氏名 世田谷 広 様	
〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2F 株東急コミュニティ 世田谷区営住宅等窓口センター 03-6805-6523	
申請区分番号	/
抽選番号	組 番

太線内を書いてください。
②外側にして折ってください (切りはなすこと)

申請書整理票

太線内を書いてください。

セ タ 左の四角の中に氏名のフリガナの最初の二字を書き入れてください。
たとえば セタガヤ ハラコ なら セ タ と書いてください。

フリガナ セタガヤ ハラコ	申請者の勤務先名、所在地(現在働いている職場)
申 請 氏 名 世田谷 広	名 称 (株)世田谷商事
住 所 世田谷区 世田谷4-21-27-101	電 話 03-(5432)1111
	所在地 世田谷区北沢2-8-18
申請区分番号	/
抽選番号	組 番

住宅に入ろうとする家族	フリガナ 氏 名	統柄	満年齢	職 業	現住 所	住 宅 区市郡 区市郡 区市郡 区市郡 区市郡 区市郡	フリガナ 氏 名	統柄	満年齢	職 業	現住 所
							1	2	3	4	
1	セタガヤ 広	申請者本人	60歳	有・無・学	世田谷	○	ヨシコ 女	60歳	有・無・学		区市郡
2	ヨシコ 女	妻	60歳	有・無・学		〃	イチロー 男	23歳	有・無・学		区市郡
3	イチロー 男	夫	23歳	有・無・学		〃	マサヨ子 女	19歳	有・無・学		区市郡
4	マサヨ子 女	娘	19歳	有・無・学		〃	計 4名				区市郡

No.4

資格審査のときまでに退職しなければならない人で以後無職・無収入になる人は「〇年〇月退職予定」と記入します。
年金・恩給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

■申込み上の注意

- 申込書は、1世帯で1通しか提出できません。もし、1世帯で申込者名を変えるなどして2通以上出していた場合、または1人が2世帯以上の構成員となっていた場合には、すべての申込書が無効となりますので、ご注意ください。
- 婚約者と申込む場合は、入居までに婚姻を証明する書類の提出がない場合は失格となります。また、申込後の婚約者の変更も失格となります。
- 申込み後の家族の増減変更は、出生、死亡以外は失格となる場合があります。死亡の場合で入居者が一人となった場合、また、申込者自身がなくなりれた場合、失格となります。
- 申込内容が虚偽であることが判明したときは、当選後でも失格となります。また、申込後に内容の訂正および変更することはできません。
- 日本国籍がなく、通称名を登録されている方の申込者氏名は、本名および通称名の両方をお書きください。
- パートナーとして認めている同性者と申込む場合は、資格審査時に互いにパートナーとして認めている旨の申述書の提出がない場合は失格となります。また、申込後の同性者の変更も失格となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族も含む)を書いてください。

※ここに書かれた人以外は入居できません。

■標準間取り図

これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

① 鎌田二丁目アパート
(一般世帯向け)



② 砧七丁目アパート
(一般世帯向け)



③ 用賀二丁目第二アパート
(一般世帯向け)



④ 大原一丁目アパート
(一般世帯向け)



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

⑤ 北烏山一丁目第二アパート
(一般世帯向け)



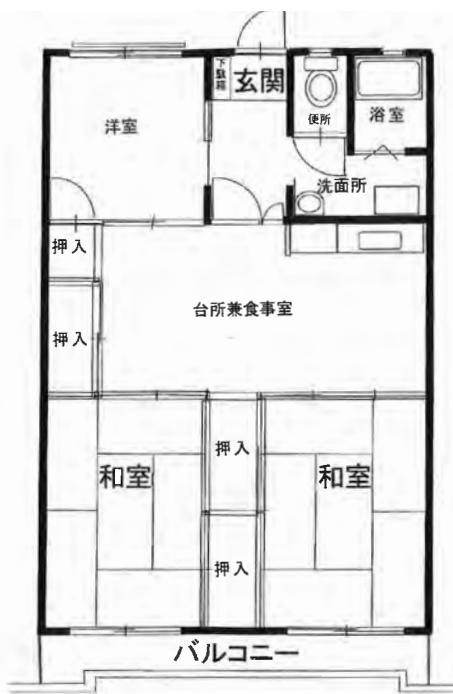
⑥ 弦巻四丁目第三アパート
(一般世帯向け)



⑦ 上馬四丁目アパート
(一般世帯向け)



⑧ 上用賀五丁目アパート
(一般世帯向け)



■標準間取り図

これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

⑨ 上用賀四丁目アパート
(一般世帯向け)



⑩ 上北沢五丁目第二アパート
(一般世帯向け)



⑪ 桜新町二丁目アパート
(一般世帯向け)



⑫ 桜丘五丁目第二アパート
(一般世帯向け)



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

⑬ フローラ千歳台
(ひとり親世帯向け)



⑭ フローラ千歳台
(ひとり親世帯向け)



⑮ フローラ千歳台
(ひとり親世帯向け)



⑯ フローラ千歳台
(子育て世帯向け)



⑰ リラ祖師谷
(障害者単身者向け)



⑱ ユアーズ若林
(障害者単身者向け)



■申込から入居まで

申込期間	30年6月15日(金)までに世田谷区営住宅等窓口センターに郵送のみで届いたものに限り受け付けます。
------	---



抽選番号の通知	30年6月19日(火)頃に発送する予定です。
---------	------------------------

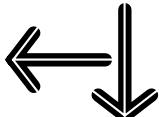


公開抽選	30年6月25日(月)午前10時～北沢タウンホール2階 (抽選後、世田谷区営住宅等窓口センター、区役所住宅課に抽選結果を掲示します。)
------	--



抽選結果の通知	30年7月2日(月)頃に発送する予定です。
---------	-----------------------

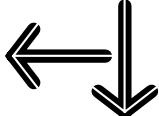
落選



(当選者 = 資格審査対象者)

入居資格審査	資格審査対象者には審査に必要な書類を世田谷区営住宅等窓口センターに持参していただき、面接により審査します。 (30年7月下旬予定) なお、資格審査は原則として本人に来所していただきます。
--------	---

失格



(合格者)

入居手続き	入居開始予定日の前日または当日に、入居手続きをし、鍵をお渡しします。 <u>手続きは、連帯保証人の連署が必要です。</u> また、使用料の2か月分の保証金を納入していただきます。(別途ご案内致します)
-------	--



入居	10月以降入居開始日から15日以内にご入居ください。
----	----------------------------

申込み後、住所の変わった方へ

- 抽選番号と抽選結果の通知のハガキは、最寄りの郵便局に連絡してハガキを転送してもらってください。
当課に連絡されても、住所変更はいたしません。
- 審査対象者および補欠者となられた方は、ハガキに ①募集時期 ②申請区分番号 ③抽選番号 ④旧住所 ⑤新住所 ⑥申込者名を記入して、

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3

用賀薬局ビル2階

(株)東急コミュニケーションズ

世田谷区営住宅等窓口センター

あてにお送りください。

補欠者の繰上げ

資格審査により失格者が出了場合、抽せんで補欠となった方を順位に従つて繰り上げ、資格審査を行います。

なお、繰上げとならなかった方への連絡はいたしません。

※補欠者の権利は、申請区分の入居が完了した時点で、その効力を失います。

(注) 入居許可日から30日以内に、住民票を提出していただきます。

ホームページアドレス：
<http://setagayakueijutaku.jp/>



古紙配合率70%再生紙を使用しています